

香美市商工会 会長 様

(申込者)

住所

事業者名

代表者



キャッシュレス化推進事業にかかる決済端末機器借用申込書

香美市商工会キャッシュレス化推進事業にかかる決済端末機器を香美市地域電子マネーkamica 取扱の加盟店として、下記のとおり借用(無償)したく申請します。

また、借用及び使用にあたっては、注意事項を遵守の上、借用及び使用することを約束いたします。

記

機器名	借用(各1台)	シリアルNo.	機器受取 (サイン又は印)	機器返却 (サイン又は印)
		管理番号		
iPad・iPad mini (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> 借用する	シリアルNo.	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 借用しない	管理番号		
専用プリンター (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> 借用する	シリアルNo.	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 借用しない	管理番号		
iPad/iPadmini スタンド (どちらかに✓) (iPad, iPadmini 両方に使用可)	<input type="checkbox"/> 借用する	シリアルNo.	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 借用しない	管理番号		

※借用及び使用上の注意事項

1. 機器の用途以外に使用しないこと。
2. 借用者は、借用機器の管理を借用者の責任をもって行い、問題が生じた場合、速やかに香美市商工会に報告のうえ、借用者の責任において対処し、その責任を負うこと。
3. 不正な使用が認められた場合、香美市商工会は借用者に対して是正を求める。
4. 不正な使用で生じた費用は、借用者の責任において負担する。
5. 借用機器の使用が不要となった場合は、速やかに香美市商工会に返却しなければならない。
6. 借用機器の返却は、借用者が香美市商工会に直接返却すること。

商工会使用欄

受付	/	/	⇒	引渡	/	/	⇒	返却	/	/
担当		確認		担当		確認		担当		確認

【お知らせ】

「iPad」並びに「iPad mini」について 追加情報

本決済システム事業の決済端末機「iPad」並びに「iPad mini」を無償貸与です。

また、次の1～3の全ての条件を満たしている場合は

「iPad」並びに「iPad mini」を無償譲渡いたします。

- 1 令和3年度中に当該キャッシュレス事業の加盟店登録をしていること。
- 2 令和8年4月1日時点で加盟時から中断なく、また、引続き加盟店であろうとする者。
- 3 期間を通じ、また、引き続き香美市商工会会員であろうとする者。

※譲渡する「iPad」「iPad mini」は令和8年5月1日時点で使用している機器とします。

譲渡日 令和8年5月1日